

A.I.VOICE インドユーザー使用許諾契約書 (EULA)

第1条 (ライセンス)

1. 本エンドユーザー使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、株式会社エーアイ（以下「当社」といいます）が提供する「A.I.VOICE」シリーズ製品（以下「本製品」といい、製品の一部機能である「音声辞書」、「日本語辞書」その他の各機能別ソフトウェア単体の場合を含みます）並びにこれに付随して提供される一切のツール及びドキュメント（以下、提供の方法及び時点を問わず、本製品を含め「本ソフトウェア」と総称します）をお客様が使用する条件を定めるものです。
2. お客様は、本ソフトウェアを同時に1台までの情報端末（同時に複数人が使用又は共有可能な情報端末を除きます）にインストールしご利用頂けます。本ソフトウェアを別のコンピュータで利用する場合は、元の情報端末からアンインストールした後にインストールしてご利用ください。
3. 本ソフトウェアに含まれる A.I.VOICE Editor API 機能については、本契約に加え、「A.I.VOICE Editor API 利用規約」に同意の上ご利用ください。（<https://aivoice.jp/manual/editor/api.html#termsandconditions>）

第2条 (契約の成立)

1. お客様は、本契約の内容に同意した上で、本ソフトウェアを利用するものとします。
2. 本ソフトウェアのインストールプログラムを起動後、本契約の内容を理解して同意する旨のボタンを押下した時点で、お客様が本契約に同意したものとみなされ、お客様と当社との間で本契約を内容とする契約が成立します。

第3条 (禁止事項)

お客様は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 本ソフトウェアで作成した音声ファイルをお客様の業務用途その他用途を問わず商用目的で利用し、又は第三者に再販すること
- (2) 本ソフトウェアをバックアップ以外の目的で複製すること
- (3) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルその他本ソフトウェアを解析する一切の行為（本ソフトウェアから出力される音声、テキストファイル、ユーザー辞書及びその他の出力結果の解析、学習データとしての利用、本ソフトウェアの利用以外の目的での改変しての利用等を含む）
- (4) 本ソフトウェア又はその複製物を第三者に対し譲渡、貸与又はその方法を問わず使用させること。ただし本ソフトウェアから出力したフレーズ辞書、単語辞書、記号ポーズ辞書、ボイスプリセットファイル及びプロジェクトファイルを、当社が別途指定するガイドラインに従って、本製品または当社が開発し株式会社 AHS が販売する「VOICEROID2」のライセンスを有する第三者に本製品または「VOICEROID2」のために使用させる目的で共有することについてはこの限りではない
- (5) 当社又は第三者の著作権、特許権、商標権その他の知的財産権又は肖像権その他一切の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為

- (6) 本ソフトウェアで作成した公序良俗に反する音声を公開又は配布すること
- (7) 本ソフトウェアで作成した音声ファイルを素材として配布すること
- (8) 使用するコンピュータを、本ソフトウェアを操作可能な状態で放置すること
- (9) 同時に複数人が使用または共有可能なコンピュータ上で本ソフトウェアを使用すること
- (10) 本ソフトウェア上の当社名称その他本ソフトウェアの製造元及び著作権者を示す表記を削除し、変更しその他不明確にすること
- (11) その他、当社が不適切であると合理的に判断する行為

第4条（知的財産権）

本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権その他の知的財産権は、当社に帰属します。

第5条（免責）

1. 本ソフトウェア、本ソフトウェアにより作成される合成音声及び当社が本ソフトウェアに関して提供するあらゆる情報は、現状有姿のまま提供されるものであり、当社は、第三者の権利の非侵害性、品質、性能、商品性、特定の目的に対する適合性について、明示的にも黙示的にも一切保証いたしません。
2. 本ソフトウェアの使用及び動作その他本ソフトウェアに起因する損害の責任は、お客様が負うものとします。当社は、本ソフトウェアの使用によってお客様が被る可能性のある動作や結果を保証せず、当社に故意又は重過失ある場合を除き、お客様に生じた損害について責任を負いません。

第6条（問合せ対応）

1. 本ソフトウェアに関するお客様からの問合せへの対応（以下「問合せ対応」と言います）は、当社が指定する方法による「ユーザー登録」を行ったお客様が、所定の WEB ページからお問合せされたものに対してのみ行うものとします。ただし、「A.I.VOICE」シリーズの各製品によって異なる方法を指定する場合には、その方法によります。
2. 問合せ対応の内容は、本ソフトウェアに関して当社が提供するユーザーマニュアルその他当社が任意に提供する情報に基づく本ソフトウェアの利用上の助言に限られます。当社は、お客様における本ソフトウェアの利用環境に基づく制約に起因して本ソフトウェアの動作に不具合が生じる場合を含め、本ソフトウェアが完全に動作することを保証するものではなく、当該状態の実現のため問合せ対応を続ける義務を負うものではありません。
3. 当社が問合せ対応として、お客様に対し追加のソフトウェアその他の情報を提供した場合、当該提供されたものは本ソフトウェアとみなされ、本契約が適用されるものとします。
4. 問合せ対応の条件、時期、内容及び方法は、当社が任意に決定するものとします。お客様は、電話の実施その他問合せ対応の方法を指定することはできません。

第7条（契約終了）

1. 当社は、お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、本契約をなんらの催告なく解除することができます。
2. 本契約が解除された場合、お客様は、以後本ソフトウェアを使用してはならず、本ソフトウェア及びその複製物を破棄し、コンピュータの記憶領域から完全に消去するものとします。
3. 本契約の解除によりお客様又は第三者が被る損害について、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、当社に本契約の債務不履行がある場合を除き、本契約の終了原因を問わず、本製品の返品を受け付けず、お客様に対する返品を行いません。
5. 第5条、本条、第8条及び第9条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

第8条（準拠法、規定の有効性）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。
2. 本契約に強行法規と抵触する規定がある場合には、当該規定は当該部分に限って無効となり、当該規定は強行法規に合致する範囲内で当該規定に最も近い内容に修正されるものとします。

第9条（管轄）

本ソフトウェアに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（本契約の変更）

当社は、法令等を遵守するために必要なとき、お客様の一般の利益に適合するとき、当社が合理的に必要と考えるときには、本契約を変更する旨及び変更後の内容並びにその変更の効力発生時期を、お客様への通知、インターネットの利用その他の適切な方法により周知することによって、本契約の内容を変更することができるものとします。

第11条（その他）

当社は、本契約とは別に、「A.I.VOICE」シリーズの各製品固有のエンドユーザー使用許諾書（以下「製品別 EULA」といいます）を定める場合があります。本契約と製品別 EULA とに異なる記載がある場合、製品別 EULA の内容が優先するものとします。

2021年2月1日 制定

2021年6月24日 改訂

2021年7月16日 改訂

2022年2月22日 改定

=====